

柏市立中原小学校PTA（父母と教職員の会）会則

第1章 名 称

第1条 本会は柏市立中原小学校PTA（父母と教職員の会）と称し、事務局を同校内におきます。（柏市中原1821-1）

第2章 目的と活動方針

第2条 本会は会員が相互に協力して児童の健全な育成と福祉の向上をはかることを目的とします。

第3条 本会は前条の目的のためにつぎの活動をします。

1. 学内外の教育環境整備につとめます。
2. 家庭、学校、地域との間の密接な連携をはかります。
3. 会員相互の親睦を深め、資質向上をはかります。
4. 学校教育に対する理解を深め、支援します。
5. その他、本会の目的を達成するために必要な活動を行います。

第4条 本会は教育を本旨とする民主団体としてつぎの方針にしたがって行動します。

1. 児童の健全育成ならびに福祉向上のために活動する他の団体および機関と協力します。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、もっぱら営利を目的とするようなことは行いません。
3. 学校の人事その他管理には干渉しません。

第3章 会 員

第5条 本会の会員は次のように定められます。

1. 本会は、本校に在籍する生徒の保護者またはそれに代わる保護者と教職員で、かつ本会の目的に賛同する人をもって構成されます。
2. 会員は自由に退会を求めることができます。

- 第6条 会員は平等の権利を持ち、義務を負います。また個人情報の取り扱いについては以下のように定めます。
1. 会員の個人情報については別に定める個人情報保護方針に基づき、個人情報保護への取り組みを行います。
 2. 会員の個人情報は、中原小学校から受け取ることにより取得します。ただし、別に定める個人情報保護方針及び、中原小学校からの取得を同意した会員のみとします。
- 第7条 会員は運営委員会を傍聴することができます。

第4章 役員

- 第8条 本会につきの役員をおきます。
1. 会長 1名
 2. 副会長 1または2名
 3. 書記 3名（P2、T1）
 4. 会計 3名（P2、T1）
 5. 会計監査 3名（P2、T1）
- 第9条 役員の出選方法は細則で定めます。
- 第10条 役員は総会において選出され、任期は1年とします。但し、再任することもできます。
- 第11条 役員の仕事はつぎのとおりです。
1. 会長は本会を代表して総会および運営委員会を召集し、その他一切の会務を統括します。
 2. 副会長は会長を補佐します。会長に事故があるときは、代理をつとめます。また、文化に関する活動、広報に関する活動、および学校・教育支援に関連する活動を統括します。
 3. 書記は総会ならびに運営委員会の議事を正確に記録し、その都度会員に知らせます。
 4. 会計は会の財産を管理するとともに、予算に基づいて一切の会計事務を処理し、半年毎に会員に収支を報告します。
 5. 会計は監査を経た年間収支を総会に報告します。
 6. 会計監査は会計事務を監査し、その結果を総会において報告します。

第5章 会計

- 第12条 本会の経費は会費その他の収入をもってこれにあてます。
- 第13条 本会の会費は1世帯月額250円とします。
- 第14条 本会の会計年度は4月1日にはじまり3月31日までとします。

第6章 組 織

第15条 本会はつぎの組織で構成されます。

総 会	役員会	
運営委員会	学年連絡会	
学級連絡会	学級PTA	校外生活委員会

第16条 総 会

1. 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関です。
2. 定期総会は年1回4月に開かれます。
3. 総会はつぎの事項を審議決定します。
 - ① 前年度の会計決算報告、活動報告とその承認。
 - ② 本年度の役員選出、予算と活動計画の承認。
 - ③ 会則の改正。
 - ④ その他の重要事項についての審議決定。
4. 総会は会員の5分の1以上の出席をもって成立し、議決には出席者の過半数の同意を必要とします。
5. 委任状をもって出席に代えることができます。但し、議決権の行使は認められません。
6. 運営委員会が必要と認めるとき、または会員の5分の1以上の要求があったときには臨時総会を開くことができます。

第17条 役 員 会

1. 役員会は、会長、副会長、書記、会計、校長、教頭またはそれに代わる者から構成されます。
2. 役員会はつぎのを行います。
 - ① 総会に提出する議案の審議。
 - ② 運営委員会に提出する議案の企画。
 - ③ 予算案の編成および審議。
 - ④ 決算書の作成。
 - ⑤ 各会の連絡調整。
 - ⑥ 細則の起案。
 - ⑦ 各委員会の総括と把握。
 - ⑧ 緊急事項の処理と報告。

第18条 運営委員会

1. 運営委員会は役員会をサポートし、活動の企画・運営を行ないます。
2. 運営委員会は役員会の構成員、学年代表、校外生活委員長、その他運営委員会が必要と認める者から構成されます。
3. 運営委員会は必要に応じて開かれます。
4. 運営委員会はつぎのを行います。

- ① 総会に提出される議案の審議決定。
- ② 予算案の審議決定。
- ③ 決算書の審議。
- ④ 役員会より提出された議案の審議決定。
- ⑤ 各会より提出された議案の審議決定。
- ⑥ 各会の連絡調整および運営について必要ある事項

5. 運営委員会が必要と認めた場合、特別委員会を設置することができます。

第19条 運営委員会においては、代理出席者に議決権の行使が認められます。

第20条 総会以外の会議は、構成員の2分の1以上の出席者をもって成立し、議決には出席者の過半数の同意を必要とします。

第21条 学年連絡会

- 1. 学年連絡会は各学級代表2名、学年教師で構成し、相互のコミュニケーションをはかります。
- 2. 各学年連絡会は学級間の連絡調整や、学年の問題を検討して運営委員会にはかります。
- 3. 学年代表2名は学級代表の互選とします。
- 4. 任期中に委員の欠員があったときは、その都度補充することを原則とします。

第22条 学級連絡会

- 1. 学級連絡会は学級代表2名と学級担任で構成し、学級PTAの運営にあたります。この項は、特別支援学級については、実状に鑑み、柔軟に運用します。
- 2. 学級PTAは会員相互のコミュニケーションをはかり、第2章に基づいて積極的に活動します。

第23条 校外生活委員会

- 1. 校外生活委員会は、委員長、副委員長、委員、担当教員から構成されます。
- 2. 委員は各地区から必要人数を選出します。
- 3. 地区割りは校外生活委員会に一任します。
- 4. 校外生活委員会は、各地区の諸団体と連絡調整を密にして、児童の校外生活および集団生活の安全を守る活動を行います。

第24条 運営委員会および委員の任期は1年とし、再任することができます。

第25条 本会の細則は運営委員会の議決を経て、定めることができます。

第26条 本会の会則は、運営委員会の議決を経たうえで、総会における出席者の3分の2以上の同意によって改正することができます。
但し、改正案の提出については、総会の少なくとも1週間前に通知します。
通知できない場合は、役員会が定める日数前に通知できるものとします。

付 則

1. この会則は昭和 50 年より実施します。
2. この会則は昭和 56 年 4 月より改定実施します。
3. この会則は昭和 59 年 4 月 21 日より改定実施します。
4. この会則は昭和 62 年 4 月 18 日より改定実施します。
5. この会則は平成元年 4 月 15 日より改定実施します。
6. この会則は平成 2 年 4 月 15 日より改定実施します。
7. この会則は平成 4 年 4 月 25 日より改定実施します。
8. この会則は平成 5 年 4 月 24 日より改定実施します。
9. この会則は平成 8 年 4 月 20 日より改定実施します。
10. この会則は平成 15 年 4 月 15 日より改定実施します。
11. この会則は平成 19 年 4 月 19 日より改定実施します。
但し、平成 20 年度総会までは第 8 条第 2 項を 3 名とします。
12. この会則は平成 27 年 4 月 15 日より改定実施します。
13. この会則は平成 29 年 4 月 14 日より改定実施します。
14. この会則は令和 3 年 4 月 23 日より改定実施します。
15. この会則は令和 4 年 4 月 22 日より改定実施します。

細 則

第 1 条 役員を選出について

1. 推薦委員会をつくります。
2. 推薦委員会は各学年の学級代表より 1 名（6 名）、校外生活委員 1 名、役員経験者若干名、学校代表 1 名で構成されます。
3. 推薦委員の互選により、正副委員長各 1 名、書記 1 名を選出します。

第 2 条 推薦委員会はつぎのことを行います。

1. 各学年より推薦された候補者の受付をします。
2. 正副会長、書記、会計、会計監査、校外生活委員長および校外生活副委員長について 候補者を推薦し、これを総会予定日の少なくとも一週間前に会員に通知します。通知できない場合は、推薦委員会が定める日数前に通知できるものとしします。
3. この場合、総会前までに被推薦者の同意を得ておくものとしします。
4. 推薦された候補者は総会において承認を求め決定します。

第 3 条 役員に事故のある場合について

年度途中で役員に事故のある場合は、運営委員会でその都度協議して決定します。但し、任期は前任者の残存期間とします。

第4条 慶弔について

P T A会員の慶弔についてつぎの通り定め、慶弔の意を表します。

1. 会員および児童が死亡した場合は金五千円の香典を贈ります。
2. この規定のほかに、不慮の災害や、特別の事情が発生したときは、運営委員会の議決によって処理されます。また、緊急の場合は役員会で処理し運営委員会に報告します。
3. 見舞金や祝金に対する返礼は一切しないこととします。
4. 学年、学級単位での慶弔に対する金品の贈与は一切行わないこととします。

第5条 同好会について

1. 名称を中原小学校P T A同好会とします。
2. 本会は役員会のもとに設置します。
3. 本会に同好会運営委員会を設置し、各クラブの代表者で運営します。
4. 同好会会長は、各クラブ代表の互選とします。
5. 本会は中原小学校P T A会則第2条および第3条3を主目的とします。
6. 本会は中原小学校P T A会員で活動します。
7. 運動クラブは各クラブで保険加入することを条件とします。
8. 新クラブ設定の場合、発起人は10名以上をもって役員会に届け出運営委員会の承認を受けます。
9. 各クラブは運営規定を設け活動します。

第6条 本会の会費の徴収について

1. 転入生については、転入した月から起算して徴収します。
2. 転出する場合については、転出する月までを徴収の対象とします。

付 則

1. この細則は令和2年3月2日より改定実施します。
2. この細則は令和3年3月1日より改定実施します。